

1. 立地適正化計画とは

1-1 立地適正化計画とは

わが国では、急速な少子高齢化を背景に、今後加速度的に人口減少が進むことが予測されるため、高齢者や子育て世代が安心できる健康で快適な生活環境の実現や、財政面及び経済面における持続可能な都市経営を可能とすることが大きな課題となっています。

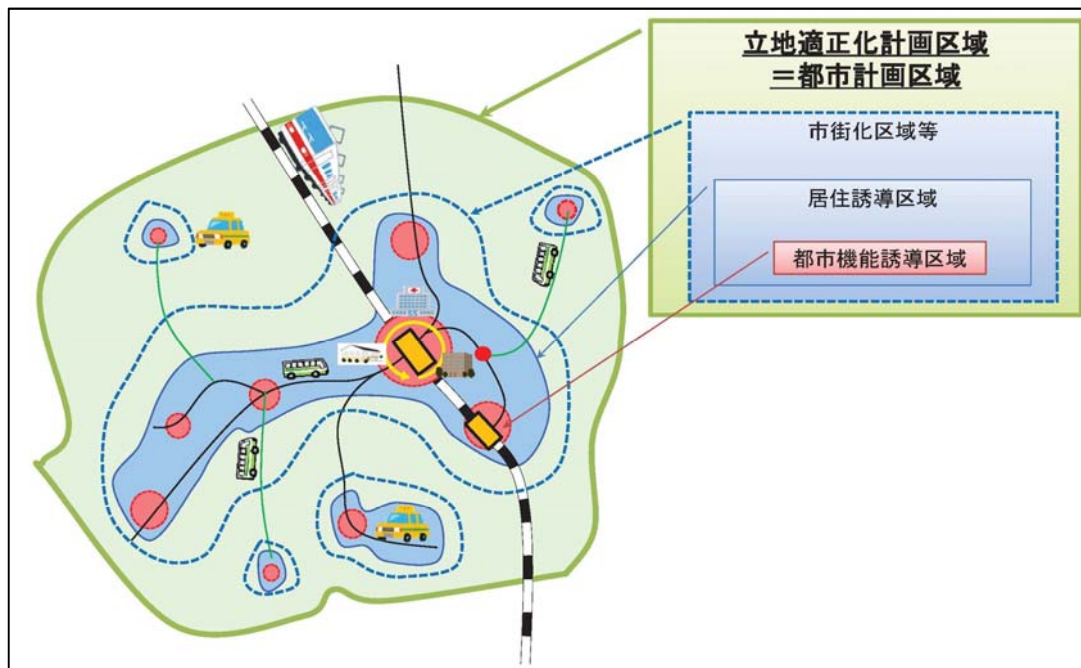
こうした背景から、住民や民間事業者と行政が一体となってコンパクトなまちづくりに取り組んでいくため、都市再生特別措置法が一部改正され（平成26年8月施行）、市町村は立地適正化計画を策定することが可能になりました。（都市再生特別措置法第81条第1項）

この計画は、都市全体の観点から居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能の配置や公共交通の充実に関する包括的なマスタープランであり、コンパクトなまちづくりと地域交通の再編との連携による「多極ネットワーク型コンパクトシティ」を目指すための計画です。

本市においても少子高齢化を背景に人口減少が進んでおり、地域社会の維持や労働力の減少、地域経済の衰退等、様々な影響が懸念されています。

本市の最上位計画である「第2次黒部市総合振興計画」（現在作成中）や「まち・ひと・しごと創生 黒部市総合戦略 ～戦略K～」（平成29年3月改訂）で掲げた目標を達成するため、地域の持続性と自立を可能とする都市空間の再構築を図り、黒部市ならではの都市構造を将来的に維持するとともに、これを支えるネットワークを構築していきます。

図. 立地適正化計画のイメージ



1-2 立地適正化計画の位置づけ

立地適正化計画は、市町村の総合計画や都道府県の都市計画区域マスタープランに即するとともに、市町村の都市計画マスタープランとの調和が保たれ、かつ、都市の防災に関する機能の確保が図られるように配慮されたものでなければなりません。（都市再生特別措置法第81条第9・10項）

立地適正化計画の記載事項は以下のとおりです。法定事項が記載された立地適正化計画が法定の手続きにより公表されたときは、市町村の都市計画マスタープランの一部とみなされます。（都市再生特別措置法第82条）

なお、都市機能誘導区域に誘導施設の立地を図るために必要な事業等を記載した立地適正化計画を国土交通大臣に提出することにより、都市再生整備計画（都市再生特別措置法第47条第1項）の提出があったものとみなされます。

表. 立地適正化計画の記載事項

記載することとされている項目 (都市再生特別措置法第81条第2項)
◆住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に関する基本的な方針
◆居住誘導区域
◆居住誘導区域に居住を誘導するための市町村の施策
◆都市機能誘導区域
◆都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設
◆都市機能誘導区域に都市機能増進施設の立地を誘導するための市町村の施策
◆都市機能誘導区域に都市機能増進施設の立地を図るために必要な事業等

本計画については、以下のとおり「黒部市総合振興計画」などに即するとともに、各分野の計画と連携した計画として位置づけます。

図. 黒部市立地適正化計画の位置づけ

